

令和2年第3回（5月）上牧町議会臨時会会議録

議 事 日 程

令和2年5月22日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議第1号 上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議第2号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について
- 第 5 議第3号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について

本日の会議に付した事件

第1から第5まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	遠山健太郎	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	吉中隆昭
7番	富木つや子	8番	康村昌史
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	服部公英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	青山雅則	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司
税務課長	松井良明	まちづくり創生課長	松井直彦
福祉課長	中本義雄	こども支援課長	寺口万佐代
保険年金課長	井上弘一	上下水道課長	辰己伸治
教育総務課長	丸橋秀行		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和2年第3回上牧町議会臨時会を開会いたします。

本日、臨時会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（服部公英） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（服部公英） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 改めましておはようございます。本日ここに令和2年第3回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には早朝よりお集まりをいただき、誠にありがとうございます。

政府の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、上牧町では三密を避けるなどの感染防止対策を講じた上で、6月1日月曜日から町の公共施設の利用を再開することにいたします。なお、上牧町民プールにつきましては、令和2年度の利用を中止させていただきます。新型コロナウイルス感染症については、第2波、第3波が懸念されます。これまでの努力が無駄にならないよう、決して気を緩めることなく、引き続き感染対策を講じていくことが重要でございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明させていただきます。

まず、議第1号 上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税法上の措置を講ずるための地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。議第2号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第3回）、議第3号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を計上させていただいております。地方創生臨時交付金の主な内容につきましては、町内在住の70歳以上の高齢者の方に1人20枚のサージカルマスクを、また、福祉施設等に2,000枚、医療機関等には500枚を配布いたします。避難所の三密回避のための屋根つきプライベートルーム210基を購入し、感染拡大防止を図ります。給食時の感染防止対策として、学校においては配膳を伴わない簡易な給食用のランチボックスを、幼稚園においては密接を避けるためのテーブルを購入し、子どもたちの安全安心を確保いたします。家計への支援策として、皆様の生活や経済活動を支援するため、水道基本料金を4か月間免除いたします。独り親家庭への町独自の経済的支援として、子ども1人当たり2万円を支給いたします。給食費支援として小・中学校、幼稚園、保育所の給食費3か月分を免除いたします。事業者への支援策として、継続及び雇用の維持を図る町内事業者に対して、1事業者当たり一律10万円の支援金を支給いたします。学校園休業に伴う学習支援といたしまして、オンライン授業に当たり視聴環境が整っていない家庭へDVDプレイヤーの貸出し、0歳から15歳までの全ての子どもたちを対象に、家庭学習や学びの機会を提供できるよう図書カードの配布を行います。以上が地方創生臨時交付金事業費の主な事業内容でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（服部公英） 挨拶が終わりましたので、昨日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

康村議会運営委員長。

（議会運営委員長 康村昌史 登壇）

○議会運営委員長（康村昌史） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の令和2年第3回臨時会の議会運営委員会を、去る5月20日午前10時から、全委員出席により本臨時会の議会運営について慎重に審議いたしました結果、議会審議につきましては、議第1号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、議第2号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、議第3号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、以上の3議案については委員会に付託せず、本会議審議とすることに決しました。また、会期は本日1日限りと決しました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

◇

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服部公英） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、吉中議員、7番、富木議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（服部公英） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第3、議第1号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第1号 上牧町税条例の一部を改正する条例について。

上牧町税条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年5月22日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第1号 上牧町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置を講じるため、地方税法の一部が改正され、令和2年4月30日に公布及び施行されたことに伴い、上牧町税条例の一部を改正する必要がありますので、別紙のとおり改正するものでございます。

今回の総括的事項の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法上で特例措置が講じられたことに伴う上牧町税条例の一部改正でございます。それでは、法改正に伴い改正いたします上牧町税条例の一部を改正する内容について説明いたします。

具体的な内容としましては、まず第9条の2の追加改正につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る特例として、徴収猶予に準用されることになる地方税法第15条の3第1項第4号の規定による徴収猶予取消しに際して、本町における条例で定める債権に係る債務の不履行を要因とする運用を行うに当たり、該当する町の債権を上牧町税条例においてもより明確なものとするために、上牧町債権管理条例第2条第1号に規定する町の債権とする条の追加を行ったものでございます。

次に附則第10条の2の改正は、わがまち特例に関する事項の追加による改正でございます。内容としましては生産性特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年間は固定資産税の額をゼロとするものでございます。

次に、附則第15条の2の改正は、地方税法上で自家用の軽自動車における環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限が延長されたことに伴う条文の改正でございます。この改正により、適用期限が令和3年3月31日まで延長されることとなる改正でございます。

次に、附則第4条の改正は、条文の追加改正でございます。内容につきましては、地方税法上で新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく事業等に係る収入に相当の減少があった場合、1年間地方税の猶予を受けることができる特例が設けられたことにより、地方税及び条例で定める債権についての徴収猶予の手続等に対して改正を行うものでございます。

附則では、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月30日から適用する。

以上が今回の条例改正の内容でございます。議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○1番（遠山健太郎） おはようございます。1番、遠山健太郎です。

議第1号 上牧町税条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。質問の前になんですけども、今回、この議会はほとんどが新型コロナウイルス感染症に伴う施策に関することだと思えます。この全ての事業に関しましては、まず、上牧町の職員の皆さん、大変苦勞していただいたと思えます。今日もなお、例えば地下1階では、給付金の受付など多数の職員の方がいらっしゃいます。重ねてお礼を申し上げたいと思えます。本当にありがとうございます。そして、補足になりますけれども、今日、学校が一部再開になりまして、子どもたちが元気に登校していきました。今日を迎えるに当たって、恐らく子どもたちがいない学校で子どもたちが来ることを待っていた先生方、多分、教室の掃除をしていただいたり、たくさん苦勞していただいたと思えます。本当にありがとうございます。

ということで、税条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。今回の改正、今、説明がありましたとおり、統括的事項として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響による改正だと理解しています。その中で大きく3点伺います。

まず、全体的にまだ全て確定しているわけではないですけども、どの程度の影響予測をしているか、例えば、先端設備に関する購入はどの程度あるかというのは予測できないと思いますけども、どの程度予測しているかというのは2つ目になるんですけども、全て固定資産税と軽自動車税等につきましては歳入に係ってくる分だと思うんです。その歳入減がどの程度予測されているのか、そしてあわせて、これは国の施策なので、恐らく国から何らかの補完制度があると思うんですけども、その情報がもし分かっていたら、単純に固定資産税が入らないで減少になるだけではなくて、そこに恐らく国から何らかの支援が来るのではないかなと思うんですけども、分かっていたら教えていただきたいと思います。それが2点です。

最後の1点目、徴収猶予制度について伺います。説明で掲げていただいているんですけども、具体的に対象者や対象の地方税と申請手続などについて少し伺いたいと思います。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） それでは、順次ご回答させていただきます。

まず、1点につきまして、今回の税条例の改正による各種税に係る影響でございます。まず、徴収猶予につきましては、現時点での規模を把握することは困難であるというふうに認識しておりますが、今日現在、当該税の猶予に関する意向をお示しの方が3件程度ございます。その部分について、客観的な事実確認を証明するに至る書類を確認させていただいた上におきまして、早急に猶予につなげていくことになっていくというふうに考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 3件あると。例えば、具体的に言うと、固定資産税が今月末に期限を迎えます。皆さん、納付通知書が来ていると思うんですけども、それがどうしても払えないということが一定の要件があったら、言ったら猶予してもらえるとという制度も含めての3件のことがあると思うんですけども、言葉のあやですけども、猶予と免除って実は違うんです。免除というのは、もう払えない、「分かりました、固定資産税払わないでいいですよ」と決めることで、猶予というのは延ばすという意味合いがあるんです。この辺りの考え方、徴収免除ではなくて、徴収猶予ということについてですから、「今回はいいよ、ただ、後でまた追加で払ってね」ということなのか、その辺りについて説明をお願いしますか。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） 基本的には猶予と免除、全く性格を異にするものでございます。ただ、その申請に際しましては、免除ではない猶予であるということは、確実に理解していた

だいたいで、申請を受付をする必要があるのかなというふうに考えております。また、国の方では、その猶予に関して、基本的に町税を含め、税に関して誠実な考え方をお持ちだということを確認した上で進めることにもなっておりますので、その辺、猶予の定義等を十分にご理解いただいた上で、申請を受付させていただくというスタンスでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 猶予については答弁しにくいですね。その猶予という制度を理解してもらった上で、今回認めるということだと思います。理解させてもらいました。

続きまして、それに伴う収入源が恐らく予想されると思うんです。何かそれについての情報がありましたら教えていただけますか。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） その前に、固定資産税と軽自動車税に係る影響についてご回答させていただきたいと思いますが、固定資産税の生産性の部分でございます。この部分につきましては、コロナでかなり社会情勢が厳しくなっている中において、新たに先端機器等の導入をされる方ということになりますので、件数的には把握しておりませんが、かなり少なくなってくると認識しているところでございます。なお、以前の制度としてございました償却資産に係る部分のわがまち特例で税率をゼロに軽減したという事例は1件ございました。

続きまして、軽自動車税に係る環境性能割に関する部分でございますが、6か月間延長ということになっておりますので、その部分の影響については、購入等をされる場合に課せられる税金ということになりますので、その購入傾向等について把握することができておりませんので、現時点でお示しするのが困難であるという認識でございます。

○1番（遠山健太郎） 次、お願いします。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） それでは、このたびの改正による当町における税収の減に伴う措置でございます。徴収猶予に係る部分につきましては、起債が適用になるという情報を国の方から得ているところでございます。固定資産税に係る減収につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により、全額補填されるというふうに聞いておるところでございます。一方、軽自動車税に係る部分につきましては、従前からございます地方特例交付金により追加で全額国費補填されるというふうに聞いておるところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今の答弁を聞いて大変安堵しました。当たり前だとは思いますが、

今、答弁をいただいて、町の負担ではなくて国がしっかりとそれを補填していただけるという事で、より町民の方にも利用しやすい制度になるのかなと理解しました。

じゃ、次、お願いします。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） それでは、徴収猶予制度について少し伺いたいのですけれども、もしよかったら、僕が事前に調べたことがあるので、これで合ってるかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

徴収猶予の特例制度というのは、対象者がいる程度決まっています、令和2年2月以降の任意期間1か月以上において、収入が前年同月に比べおおむね20%以上減少している、なおかつ一時的に納付や納入が困難な方で、対象の地方税については、令和2年1月1日から令和3年1月31日までに納付期限が到来する個人住民税、地方税、地方法人税、固定資産税など既に納付期限到来の未納地方税も対象となっている。申請手続は施行から2か月後、または納付期限のいずれか遅い日までに申請が必要だということで、私なりには調べたんですけれども、今の内容で間違っていないか、もし補足があれば説明をお願いしますか。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） 今おっしゃっていただいた内容で合っているというふうに思っております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ということで、ある程度対象者が決まっていると。地方税について幅広く認められる、これについては申請をしないといけないという形になっているということで、これ、申請をしなければ猶予にならないわけで、もともと心配だったら相談に行くんですけれども、どうやってこの制度があるということをお知らせすることがまず一番大事なかなと思っています。特に今、固定資産税の納付通知書が来まして、うちは正直納めたんですけれども、まだ納めていない方もいらっしゃる、もう納めてしまった方もいらっしゃるんですけど、納めたいけど納められない、どうしようといった方に、あと10日しかないですよ、その間にこれを周知しないといけないという形があると思うんですけれども、まず、その辺りの周知方法をどうやってお知らせする予定なのか教えていただけますか。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） このたびの条例改正を議決していただいた後、期限等がございますので、ホームページへの掲載になるという考えではおりますが、速やかに周知させていただ

きたいというふうに考えております。

なお、この特例が適用される以前にも猶予の制度がございまして、その部分でコロナによる罹患であったりとかいう形での適用については、従来の部分の猶予規定を適用することができる旨、既にホームページ、町広報等で周知させていただいております。今回についてはコロナウイルスということで、収入が減少したというところ辺りも要件になってまいりますので、その辺りも含めて速やかに周知させていただいて、また、相談についてはきめ細やかな対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今、課長がおっしゃられたとおり、今までコロナに関してはかかった方に対して猶予制度があったんですが、今回は収入減に伴う猶予になったのが大きなポイントになってくるわけで、速やかな周知をお願いしたいというふうに思います。今、申請手続きもきめ細やかな相談というお話がありましたけども、対象者が売上げがおおむね20%以上と、僕の調べた中でおおむねというのがまたすごいせ者で、じゃ、18%でもいいのか、23%でもいいのか、この辺りの判断が町の担当課に委ねられるとすると、担当課の相談窓口でも大変苦勞するのではないかなと。ましてや今、三密を避けるという意味の中でも問合せ、申請手続きというと窓口に来る、この辺りの対応はすごい大変ではないかと思うんですけども、その辺りの体制づくりなどは、もし決まっていることがあったら教えていただけますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 体制づくりにつきましては、窓口で売上金とか通帳で確認させていただくのが一番スムーズに運べるのかなとは考えております。ですけど、三密の関係もございまして、その部分の対応につきましては、例えば、エルタックスの部分での受付等々も今、考えているところでございます。先ほど税務課長が申しましたように、この部分につきましては、4月30日に設けられました制度につきましては、早急に対応していかなければならないところもございまして、そういうふうな部分もございまして、今、事務上の事務を進めておるようなところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいと思います。こういう申請手続きというのが、今、各市町村、大変苦勞といたしますか、負担になっているのは明らかだと思います。特別定額給付金だけではなくて、今、持続化給付金というのもありまして、持続化給付金で今一番問題になっているのが、あれはオンライン申請なんですけれども、パソコンを持っていない利用者さ

んがすごい多いと。それをどう救済するんだというのがありまして、今回のやつについても、例えば、イータックスなどの方法もあるかもわからないですけども、例えば、私、具体的に調べたら、提示書類として100万円未満の場合だったら財産目録を持ってこなければいけないとか、確定申告書も、それを一個一個チェックする窓口の労力を考えると、例えばですけども、今、地下1階苦勞していますけど、特別定額給付金の窓口がありますでしょう。あれを拡充するような形にして、後で話をしますけど、事業者支援のやつもしかりなんですけれども、そちらに誘導して、そこであなたは該当者になります、なりませんかぐらいの判断をすとか、そういう一括の窓口をすることによって、僕が言いたいのは窓口の職員の方の労力を減らしたいんです。その方たちの感染リスクを減らしたいという意味の中で、そういう一括の窓口も今後考えていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） その事業者支援の部分等、今の徴収猶予の件等々がございます。そういう部分につきましても、今、給付金の窓口、地下で設けさせていただいて、頻りに住民さん等が来られておるといふような部分もございます。その部分につきましては、その部分がいいのかどうかという担当課等の考え方もございますので、そういう部分も含めまして検討していきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいと思います。私の質問は以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 今の遠山議員の抜けている部分になるかもわからないんですけども、2点です。固定資産税について、該当する中小企業を把握するのはなかなか難しいと思うのですが、それに対して申請手続についてお願いしたいのですが。

それと、執行猶予について、申請手続と申請期限があるのかどうか、また、必要書類について教えてください。

以上です。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、申請期限につきましては、先ほど遠山議員からもございましたように、令和2年2月1日から令和3年の1月31日までの納付期限が到来するほぼ全ての税目というふうな形でございます。それ以外には、一応、1月31日までとは決まっておるん

ですが、上牧町の場合は、令和2年度分の納期の部分を全て出納閉鎖と言ったら変ですが、その部分まで見ていこうかなというふうには、今、考えておるような状況でございます。

それと、申請の方法につきましては、先ほども遠山議員からもございましたように、窓口での対応がいいのかどうかという部分もございますので、ホームページに載せさせていただくときには、申請書のダウンロードができるような形でも今、担当課では考えてもらっている状況でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） その際に、必要書類はどういうものがあるんでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 例えば、売上帳とか給与明細、預金通帳、それと現金の出納帳などというふうな形になっております。それ以外といたしましたら、また、担当課で電話等での窓口対応も、先ほどの話ではないですけどございますので、詳しい内容につきましては、担当課の方でご相談していただきまして、進めていきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） これに関しては徴収課になるんでしょうか。まちづくりであるのとはまた違うのでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 徴収猶予につきましては徴収課になります。まちづくりでしている部分につきましては、地方創生臨時交付金の事業支援の分がまちづくりの管轄になります。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そこなんです。まちづくりにする10万円を頂くのと、徴収猶予を受けたいと思われる方が、大体同じような方だと思うんです。これを一括でということはできないのでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 徴収猶予の部分につきましては、先ほど減免と徴収猶予のお話もございましたが、減免でしたらそのままお金を、極端に言えば減免させてもらいますと。徴収猶予の場合は期間を延ばしますというふうな話もありますので、これは税の部分の徴収猶予なので、先ほどのまちづくりの事業支援の部分とは多少考え方が違うのかなというふうには考えておりますので、その部分につきましては、徴収課で対応という形になります。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 確かにそうなんですけれども、予想の範囲内ですけれども、やっぱりこの徴収猶予もまちづくりでやることも、ほとんどのところが同じような、同じ人が、同じ企業がなってくると思うんです。先ほども言っていましたように、それに対して窓口が足りるのかどうか。それなら一括でできないのかどうか。確かに性質の違うものなんですけれども、窓口の一元化はできないものでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほども一連の窓口の部分のご質問もございましたので、その部分につきましては、どういうふうな形が一番住民さんにとっていいのかという部分も含めまして、検討させていただきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。聞いておきます。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第4、議第2号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第2号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について。

令和2年度上牧町一般会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

令和2年5月22日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第2号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について説明いたします。

補正予算（第3回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,645万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億2,732万8,000円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できる地方創生臨時交付金事業に要する費用を計上させていただいております。また、特別定額給付金給付事業費の組替え等も行っております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細につきまして説明させていただきます。まず、歳入につきましては、説明書4ページの款分担金及び負担金、項負担金、目民生費負担金、同じく目教育費負担金につきましては、子育て世帯の家庭の経済負担を軽減するため、保育所、幼稚園、小・中学校の給食費を三月分減免することに伴い、負担金2,490万5,000円減額計上しております。

次に、款国庫支出金、項国庫補助金、目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,078万8,000円増額計上しております。同じく目衛生費国庫補助金の妊娠出産包括支援事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策に係る厚生労働省妊婦のマスク、母子健康手帳セット及び赤ちゃん訪問セットの郵送料に係る補助金2万5,000円増額計上しております。

次に、款県支出金、項県補助金、目農林商工業費県補助金の消費者行政活性化助成事業補助金につきましては、複数言語対応の自動翻訳機の活用のため、補助金1万6,000円増額計上しております。

款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の調整として財政調整基金から5,053万を繰り入れております。繰入れ後の基金残高は7億6,118万

4,000円となっております。

次に、歳出につきましては、6ページ、款総務費、項総務管理費、目特別定額給付金給付事業費につきましては組替えを行っております。同じく目地方創生臨時交付金事業につきましては、大きく分けまして4つの支援策で計上させていただいております。まず1つ目は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する支援、2つ目は家計への支援、3つ目は事業者への支援、4つ目が学校園休業に伴う学習支援でございます。

1つ目の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する支援事業につきましては、感染防止対策、避難所感染防止対策、医療福祉施設等感染防止対策、高齢者感染防止対策、検診及び予防接種実施時の感染予防対策、児童手当現況届に係る感染予防対策、学校園給食感染防止対策、図書館感染防止対策の8事業でございます。

2つ目の家計への支援事業につきましては、水道基本料金免除、独り親家庭臨時特別給付金、給食支援の3事業でございます。3つ目の事業者への支援につきましては、小規模事業者等継続支援、公共交通感染防止対策の2事業でございます。4つ目の学校園休業に伴う学習支援事業につきましては、学習支援の1事業で、総務課の感染防止対策事業から8ページの図書館感染防止対策事業まで14の事業、合わせて1億4,446万3,000円増額計上しております。

次に10ページに移りまして、款民生費、項児童福祉費、目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきましては組替えをさせていただいております。款衛生費、項保健衛生費、目母子衛生費の役務費につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策に係る妊婦さんのマスク、母子手帳セット及び赤ちゃんセットの通信運搬費5万1,000円増額計上しております。

次に、款農林商工業費、項商工費、目消費者行政推進費の備品購入費につきましては、複数言語対応の自動翻訳機3万2,000円増額計上しております。

次に、款教育費では、項で小学校費、中学校費、幼稚園費で各目の小学校管理費、中学校管理費、幼稚園費の給食事業費につきましては、給食未提供分の賄い材料費、給食加工委託料、合わせて809万2,000円減額計上しております。

以上、今回の補正予算の概要を説明させていただきました。議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○1番（遠山健太郎） では、先陣を切って遠山です。引き続きよろしく申し上げます。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、様々な町独自の施策をこのように打ち出していただきまして、まずはお礼を申し上げます。住民の皆様にとって100%でないとは思いますが。限られた財源の中で精いっぱい知恵を出されたということで理解はしています。私、最近いろいろなところで言われるんですけども、役場の人に対してお礼を言い過ぎるもので、役場の人になぜそんなによいしょするんだと言われてたりするんですが、実は私、4年前に熊本地震が起きた直後に熊本に入りまして、役場の方の心の疲弊というのを目の当たりにしました。どうしても住民の方たち、災害と今回のウイルスは違うんですけど、疲弊と疲れと妬みと、それがどうしても役場に当たるんです。何で早くしない、何でこれをしないという形で。役場の方も実は被災者だったり、役場の方も実は感染リスクがあったりする、その中で対応することに対してのかなりの労力を目の当たりにしまして、そういう観点が僕は忘れられなくて、どうしても役場の方目線になってしまってお叱りを受けたりもするんですけども、その気持ちは私、変えるつもりも全くありませんので、そういう中で質問させていただきたいと思います。事前に何点か通告といいますか、お話をさせてもらいたいと思います。

まず、歳出の部分の7ページで目12の特別定額給付金給付事業費、組替えということで、これは今回の交付金事業ではないんですけども、組替えの内容の説明と、これについては先週の臨時議会で専決処分報告にて承認された第1回補正からの再補正だと思います。今、上牧町での特別定額給付金事業の現状、給付状況や窓口での状況、この辺りについて教えてください。

続きまして、同じページの目13のメインの話です。地方創生臨時交付金事業費の説明欄、避難所感染防止対策事業費、プライベート空間創出のためのテント型の仕切り備品の購入ということで、備蓄予定箇所として避難所に指定されている3つの小学校、2つの中学校、第1体育館、第2体育館にそれぞれ30個備蓄をする形になっています。それぞれの具体的な保管場所と管理責任者について伺いたいです。ネットでプライベート空間創出のためのテントを見ますと、大きいものなんですけれども、収納時の大きさが86センチ掛ける86センチ掛ける18センチ、イメージは我々のこの議会のこの席の大きさかな、これの正方形で厚さが18センチ、これが各小学校、中学校、体育館に30個備蓄されると。どこに保管するのか、その保管管理体制が大変気になったので、そういう観点から教えてください。

続きまして、同じく説明欄で小規模事業者等継続支援事業費について伺いたいです。

まず、資料が差し替えになりました。資料の差し替えについては、冒頭、町長から説明であると思いますという話があって、どこが変わったんだろうというふうに見させてもらうと、議案説明会のときに議長がたしか製造業について質問されたと思うんですけども、それを受けてではないと思いますが、今回、皆さん分かったと思うんですけども、対象事業者が外れました。どういうことか。つまり、個人事業主全ての方に対して配付するというので、腹をくくったと言っただけとはいけません、ということが見てとれました。その辺りで間違いないのかということと、あと、これの対応について、先ほど来の話ですけども、今回の支援事業費交付に当たっては、対応にはまず相談の窓口がいて、受付対応の窓口があって、申請を処理する担当があります。それぞれの対応方法について改めて教えてください。

続きまして説明欄、高齢者感染防止対策事業費についてです。これについては対象者が70歳以上の在宅高齢者についてなんですけども、これについてピンポイントに伺いたいです。まず伺いたいのが70歳の根拠です。私の中でですけども、一般的に高齢者というと65歳のイメージが私にはあります。ちなみに65歳から74歳が前期高齢者、75歳以上を後期高齢者といいます。記憶に新しいといいますか、65歳以上であれば、実はこの4月から町の方で始めた高齢者へのヘルメット助成がありますよね。これが65歳ですよね。これの対象者とも合致しやすく、すごい分かりやすいと思っていたんです。今回の配布に際して、ヘルメットの助成の周知案内も同封できるメリットもあるので、65歳にした方が僕はいいと思ったりするんですけども、その辺りについて、70歳にした根拠を教えてください。

続きまして説明欄、検診及び予防接種実施に係る感染予防対策事業費、並びに次のページの児童手当現況届に係る感染予防対策事業費についてです。これは、原課への問合せというよりも、これについてはいずれも感染予防の観点から、郵送申込み、郵送届けに対応するための予算措置だと理解しました。これ、4月14日付で私自身が要望させてもらった郵送対応可能なものは極力郵送でというものに呼応する対応策だと理解しています。今後、この2つの事業以外でも、様々な場面で郵送対応できるようなもの、あるいは郵送対応すべきものがあるのではないかなと思います。いま一度、今後、郵送対応できるものは極力郵送対応という見地から、様々な手続や申請届出を精査して見直ししていただきたいと思います。これは、だから原課ではないと思うんですけども、その辺りの考え方を教えてください。

続きまして、11ページ、細かなところで申し訳ないですが、款4衛生費、目2の母子衛生費です。説明欄、母子衛生費、通信運搬費5万1,000円、先ほど部長から説明がありました新型コロナウイルス感染症対策に伴って、妊婦さんに対するマスクや母子手帳などの交付の郵

送料ということで伺っています。当初予算が10万1,000円計上されていまして、その5割増しの5万1,000円追加計上ということになっています。いま一度、なぜ5割増しになったのか、この辺りについての説明をお願いします。

最後、その下の款5農林商工業費、目2消費者行政推進費、説明欄、消費者相談保護費、管理備品3万2,000円、これについては、先ほど説明がありました翻訳機の購入だということで、今回左側の財源を見ると1万6,000円、半分国庫補助金があるので購入されたと思いますけれども、これを購入した理由、それと、関連があるか分からないですが、今、消費者相談はコロナの関係で実施されていないと思います。それで、今回購入した理由について教えてください。

矢継ぎ早に言いましたけれども、以上、順次お願いします。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） それでは、補正予算7ページの特別定額給付金の給付事業につきまして、まず内容でございます。この部分につきましては、第1回補正予算、専決処分させていただいてました部分で、事務委託料、事務機器リース料なんですけれども、それとシステム変更委託料がほぼ確定いたしました。その部分におきまして減額する部分がございますので、今後、職員手当の時間外手当の方にはかなり業務を要するというので、250万増額計上させていただいております。この部分につきましては、入力、かなり手作業な部分がございます。それと口座の確認作業等もかなりの時間を要するということを見込みまして、今回、時間外勤務手当を計上させていただいたところでございます。

それと、特別定額給付金の現状でございます。5月18日から郵送申請書の発送をさせていただきました。受付を5月20日からさせていただいているところでございますが、5月21日現在におきまして、役場の方へ2,905件の申請書が届いております。それとオンライン申請につきましては、昨日の時点で384件の受付をさせていただいております。今言わせていただきましたオンライン申請部分につきましては、まず5月15日に188件の給付をさせていただいております。それと本日ですが、5月22日、133件の給付をさせていただいているところでございます。それと、今、郵送申請で受付しておる部分でございますが、この部分につきましては、5月29日の支払いを予定させていただいております。その後につきましては、6月以降につきましては、毎週火曜日と金曜日、週2回の給付を予定しております。それと、下の受付業務ですが、他町に比べましたら、持ってこられる方はさほど多くはないんですけど、やっぱり電話相談がかなり、ちょっとしたことでもどういふのをつけたらいいのかとか、こう

いう場合はどうしたらいいのかとかいうような電話業務につきましては、かなりの件数が来ておるところが現状でございます。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） それと、1点だけ補足説明になるんですが、この特別定額給付金につきましては、6月いっぱいには8時半から夜の7時までの受付相談をさせていただいているのが現状でございます。7月以降につきましては、6月の状況を確認しながら進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ありがとうございます。チラシ、ホームページ等で見させてもらうと、相談が19時まで受け付けている、単純に言いまして役場の窓口から2時間多いということで、この時間外手当につきましては、専決処分するときも私、質問させてもらいました200万円という増額があるので、これ、枠取りという中でそれを250万円増額したと。組替えというよりもシステム変更手数料が安く抑えられた、それを極力職員の方に振り分けると理解して、ありがたいといえますか、やっぱりきちっと対応してほしいとお話しさせてもらったんですけど、それを受けてのことだと思えます。

そして、給付状況についてもお話を聞きました。郵送申請の受付は2,905件、オンラインが380件ぐらい、合わせて3,200件ぐらい、世帯数から考えると町内で3分の1ぐらいになるのかな、もう3分の1の方は申請されたと。残り3分の2の方はまだだということで、これから残りの3分の2の方が問合せをするなり申請の受付なりするというので、オンライン申請についても380あって、もう既に310件入金したということで、他町のことは正直、僕、比べることは必要ないと思っているんですけども、決して遅くはないし、町の職員の皆さん、一丸となって頑張っていただいているということで、引き続きこれにつきましては、部長の話もありましたけれども、6月じゃなくても7月も恐らく、8月20日まで期限がありますので、町民の皆様、一日も早い申請をしていただいて、コロナ対策に役立てていただきたいと思えます。ありがとうございました。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） それでは、同ページの地方創生臨時交付金事業の中の避難所感染防止対策事業費につきましてでございます。避難所7施設、体育館でございますが、30基ずつ配備させていただきます。この部分の管理責任者ということでございますが、総務課、私、

総務課長になるということでございます。

それと、保管場所につきましては、各学校施設で保管できればいいんですけど、現状、そういう保管場所はございません。役場の地下に機械室がございます。そこを今、使用しないような形になりましたので、そこへ一旦保管させていただきたいと考えております。今後につきましては、コンテナ等、またそういうのを活用しながらしていければと検討しているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） やっぱりそうだと思います。そういう中で、今、コンテナという話がありましたけれども、イメージすると、災害が起きました、避難されました、そこにプライベート空間をつくらなければいけないといったときに、そこになくて役場であって、それを誰が運ぶか、多分役場の方でしょうね。かなりの重さだと思います。30個あってそれをどうやって運ぶのか。しかも、極論を言います、たれば的にはですけど、道が寸断されたらどうするのか、運べるのか、でも、ウイルスとか感染防止という観点からすると、一刻も争う、それはどうするんだということもあるので、早急に防災倉庫やらテントやらを置く場所を配置しないと。今回、交付金が下りましたので、取りあえず購入するというのは理解します。という中で、今後の運用の面を考えると、各施設のどこかに置けるような形、しかもそれが各施設に負担がないような形、例えば、教室1個空けなさいとかそうではなくて、きちっとした保管場所を提供していただくということで、将来的なコンテナのことも考えていると言っていたので、引き続きお願いしたいと思います。

では、次、お願いします。

○議長（服部公英） まちづくり創生課長。

○まちづくり創生課長（松井直彦） 続きまして、事業者継続支援金について説明させていただきます。先ほど、議員がおっしゃいました議案資料につきましては、議員のおっしゃるとおりの内容の変更となっております。

次に、続きまして申請方法になりますけど、基本的には窓口の持参と郵送による2通りの方法を実施していく予定でございます。ただし、電子申請システムを利用した事業審査や受付の予約導入を検討しております。これにより、審査済みの書類の受理はスムーズに行われ、また、業務相談についても、予約制により、十分な換気やスペース確保などを取り、コロナウイルス感染症を重ねて減らせるかなという回答をしておる次第でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

いますけれども、困ったときにやっぱり助けるのが上牧町ということで、今回の内容に変えさせてもらったというのが状況でございますので、ご理解の方、よろしくお願いします。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今中町長を決してよいしょするわけではないですが、町長の思いもあってということで、全ての事業者様がそのとおりだと思います。小売業者様、飲食店業者の方以外でもその背景にいる方、納入業者さん、その方たちの支援もという意味では、何で二転三転するんだというふうに言う方もいらっしゃるかもしれませんが、私はそうは思いません。前向きな検討ということで、ここは評価したいと思っております。また、窓口の面からも、この業種はうちはこちらだけれどもどうなのだというので、議案説明会で議長が説明したときに、僕、計ったので、あれ、多分3分ぐらい応答にかかっているんです。あれを窓口で20件来たら、あれで1時間かかってしまうんです。うちの業者はだめなのか、何でなんだという質問を繰り返す、それが今回のことによってなくなる、一律20%減ということが証明できる個人事業主であれば、そこで業種とかの調査もなく、確定申告している事業収入ということはあるけれども、個人事業主だったら支給できるということで、窓口の円滑化という意味でも大変いい英断だったと思っておりますので、本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

では、次、お願いします。

○議長（服部公英） 福祉課長。

○福祉課長（中本義雄） 地方創生臨時交付金事業費、高齢者感染防止対策事業費の70歳以上を決めた根拠についてでございます。まず、1点目でございます。近隣の市町村の実施状況を参考にさせていただいたところが1点と、それと、厚生労働省新型コロナウイルス感染防止対策推進本部から出されております資料では、年齢が高くなるにつれて重症化するリスクが高くなり、致死率においても70歳代で8%、80歳以上では14.8%というデータもあり、感染後のリスクが高いということから、70歳以上ということで送付させていただくというように考えておる次第でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今、2点ありました厚生省からの内示といいますか、案内と、近隣の話を突っ込むわけではないですけれども、上牧町独自のという話をされていて、僕は近隣を参考にしなくてもいいのではないのかなど。確かに70歳以上はリスクは高いという情報は出ています。ただ、高齢者といいますと65歳というふうに私は認識をしています。ヘルメットの

こともありますし、上牧町としては、僕は65歳にすべきではないのかなというふうに思うのですけれども、これ、議案を差し替える必要はないと思いますし、要綱だけ変えればいい話なんですけれども、これは、考えは、70歳は曲げられないですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 今回に関しましては、一応70歳という方向でと。今後、年齢の基準をどう定めていくのかという部分になりますけれども、近隣の市町村を参考にするのもしかり、上牧町独自で英断していかなければいけない部分もございますが、今回に関しましては今、担当課長の方からも説明もありましたように、一応、70の方向でいかせていただきたいと考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 唐突にこの本会議場で申込みをしまして申し訳ないです。そこら辺はおわびをしますけれども、上牧町、ご存じのとおり西大和ニュータウン等が控えまして、元気な高齢者、僕はあえて高齢者とは言いませんけども、特に60代の高齢者の方、高齢者じゃないですよ、たくさんいらっしゃいます。65歳以上の方で町中をたくさん歩かれる方がいらっしゃいます。そういう方たちに僕はぜひマスクをつけていただきたい。今回のやつというのは、かかるよりもかけてはいけないということもあるので、ぜひマスクをしてほしいという意味で、その方たちに配布するという観点から考えると、もっと年齢を引き下げてもいいかなと思うんですけれども、もしかすると、いろんな問合せとかで、「おれ、68だけど何でだめなの」とか、問合せが多数あった場合には、前向きにぜひ検討していただきたい、今、ここでは答弁しにくいと思いますので、お願いだけしておきまして、先ほどの答弁を理解しましたので、ぜひ今後、検討していただきたいと思います。

では、次、お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 続きまして、その説明の最後の部分になりますけれども、検診及び予防接種受診に係る感染予防対策事業費の24万9,000円、遠山議員おっしゃられたとおり、本来、窓口業務とするところを、コロナ感染予防のため郵送代ということで、予算を上げさせていただきました。今後につきましても、できる限り、郵送でやり取りできる申請処理等に関しましては、郵送でと考えさせていただきます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） お願いします。これ、業界の中もいろいろ話題になっていますけれど

も、これから新型コロナウイルス感染症が仮に収まったとしても、窓口業務という意味では大きな転換期を迎えるのではないかなど。郵送申請であるとか、オンライン申請というのはこれからますます発展していく、進んでいくのではないかという中で、役場の中も今は取りあえず目先といいますか、この作業をしなければいけないですけども、長い目を見たときに、こういうものをオンライン申請できる、こういうこともできるということを精査して行って、今後、進めて行っていただきたいと思います。これは要望だけなので、次、お願いします。

○議長（服部公英） こども支援課長。

○こども支援課長（寺口万佐代） 9ページ、児童手当現況届に係る感染予防対策事業費ということで、先ほどと同じように、毎年6月に児童手当を引き続き受け付ける要件を満たしているか確認するために、児童手当の受給者の現況届を提出する必要があるがございます。そちらで新型コロナウイルス感染症予防の観点から、窓口申請を郵送申請で受付、非接触申請とするための現況届に送付時に返信用封筒を同封するという事で予算を上げさせていただいているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ありがとうございます。同じ内容なんですけども、今後、例えばこの児童手当現況届も、今年は感染防止のための特例ではなくて、これで十分対応できるなど、なおかつ、役場の職員の方の労力も思ったよりスムーズにいけるなど考えたら、来年度の当初予算に盛り込んで、児童手当現況届はこれから郵送でしていこうというふうの方針転換していくことも考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 続きまして、11ページの真ん中、母子衛生費5万1,000円の追加補正の内訳でございます。こちらが母子手帳グッズ、それと赤ちゃん訪問グッズ、どちらも本来は窓口に来ていただく、あるいは赤ちゃん訪問グッズに関しましては訪問してお渡しする部分ですけども、こちらも感染リスクを考えまして、郵送で、レターパックで、ともに30名、30名の60名分の郵送代ということになっております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） これも当初の10万1,000円も通信運搬費ですよ。その辺りは。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 当初の10万1,000円は、もともとコロナ関係なく、いろんな書類

を郵送する部分での郵送料ということでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 分かりました。ということで、今回、今まで訪問していたマスクであるとか母子手帳等を郵送ですということですよ。これについても、先ほどの話もあるんですけども、ただ、ここは逆に僕は難しいのかなと。郵送でいけたよね、来年も郵送しようかというよりも、やっぱり訪問して何ぼというものもあると思うんです。その辺りをうまく取り分けていただいてしていただきたいということで、理解させていただきました。

以上です。次、お願いします。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 続きます、予算書11ページの消費者行政推進事業費の消費者相談部分でございます。今現在、消費者相談窓口といたしましては、各施設等につきましては、一部施設の利用休止というような形をさせていただくときに、少しこの部分についても検討はさせていただいたのですが、ただ、こういう時期ということで、消費者に関する相談があるのではないかとということもございまして、相談にお見えの方につきましても、人数的なものもございまして、感染予防に努めながら、現在も相談窓口については開設させていただいております。

今回、補正させていただいた理由といたしましては、先ほども言いましたように、コロナ感染の背景といたしまして、消費者からの急増する相談に敏速に対応するために、感染症の増大に便乗した悪徳商法等に関する情報を迅速に収集し、適切に対応するためということで、国の方で今回、補正予算の成立がありまして、それに本町といたしましても少し今後におきまして、訪日並びに在日外国人等についてもそういった形の相談があるのではないかとということも少し想定をさせていただきまして、そういう翻訳機を購入させていただくということでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） すみません、おわびします。やっていないんじゃないかと言いましたけれども、たしか場所が変わったんですか。場所はそのままですか。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 消費者相談につきまして場所は変わっておらず、1階の町民相談室というんですか、玄関を入っていただいてすぐ右にある部屋でさせていただいております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） そこにつきましても、恐らくいろいろな対策は講じていただいていると思います。アクリル板の設置とか、その辺を引き続きお願いしたいと思いますし、これにつきましても、地下を見ても分かるとおりに、対面の相談は絶対必要だと思います。でも、ある程度、電話であるとかネットでの相談もこれから視野に入れていって、負担の軽減を図っていただきたいというふうに思います。その辺りはどうでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 電話相談ということも少し検討させていただいて、現状、少し電話による相談も受けさせていただいてはおるんですが、やはり、内容によっては書類等も確認させていただかないとというときもあるし、また、直接、例えばクーリングオフの書き方であったりという部分があったら、そういうこともこういうふうにしますということも、少し相談等の中でもありますので、そういったことも踏まえまして、できる限り、今言っている対面にはなって、パネルも設置させていただいて、事業をさせていただいておるんですけども、そういった部分にも注意しながら、極力、今後もそういう形で実施していきたいと思っているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ぜひお願いします。消費者相談、今、こういう時期なので、消費者じゃないけれども、給付金の詐欺であるとか、こんなのが来たけどどうしてやろうかとか、多分、相談多いと思います。実際、こんなのを言っただけではいけないんですけども、役場のチラシすら、あれはうそじゃないかという問合せが来るぐらいなので、皆さん、ちょっと疑心暗鬼になっているところもあるので、いろんな相談があると思いますけども、その辺りは申し訳ありません、真摯に対応していただきたいと思います。

私ばかりたくさん質問しましたけれども、以上になります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） それでは、ここで感染予防のため、10分間休憩したいと思います。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦です。お願いいたします。

7ページ、避難所感染防止対策事業についてお願いいたします。各学校体育館に、町民体育館で30個備蓄予定なのですが、各小・中学校のプライベートルームのイメージを教えてください。インドで台風が起きました。そのときに避難しない人たちがたくさん出たというニュースが流れました。そういうことからして、学校体育館に設置するとして、児童、生徒とのすみ分けはどうするのか、どういうイメージをしていけばよいのか教えてください。

9ページ、学習支援事業費、5月まではオンライン授業をしていますが、6月からは学校で授業となります。オンライン授業と普通授業をどのように運用していくのか、また、オンライン授業だけではできない児童、生徒のフォローはどうするのか教えてください。

以上です。お願いします。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） それでは、予算書7ページの避難所感染防止対策事業費につきまして、プライベートルームのイメージということでございます。避難所の中では段ボールとかを使った間仕切り等をするわけでございますが、この部分につきましては、プライベートルームを活用しながら体育館内で仕切り、各家庭ごとになると考えておるんですけども、間仕切りみたいな活用をさせていただいて、避難していただくということでございます。

それと、学校との関係ということでございます。災害等の規模によると思います。学校が休校になる場合もございますし、避難されたときに学校がいつ頃から学校が再開される等もございますので、その辺はまず避難が第一でございますので、まず体育館の方へ避難、その後、災害が避難しなくてもいいとなりましたら、学校の再開に向けていかれることになると思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当にインドで数日前にニュースが流れました。本当に避難しなくてはならないのにもかかわらず、避難していない人がたくさんおったということなんですけれども、例えば、さっき言いましたように、体育館の間仕切りをすると。上牧町はコロナに対して避難するときもこういうことを行いますということは、まず示すことはできないのでしょうか。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） 今般、コロナウイルスというのが発生したわけでございますが、今

回の経緯がございますので、今後はプライベートルーム等も設置させていただきます。また、アルコール消毒液等の保管も考えているところでございます。あとは検温器等もあるとは思いますが、今後、そういうところも活用しながら、避難所の運営を行っていきたくと考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） よろしく申し上げます。

それでは、次、お願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） ビデオ授業ということで質問がありました。これについては、学校を休んでいる間に児童、生徒が勉強できないと、教科書については配っているんですけども、その部分の予習をしていただくためにビデオ授業をやっているということで、それが授業を終わったということではなく、当然、これから戻っていく中で、まず全学年で3月に残した部分、そして、4月から学校再開までにしなければならぬ部分を、もう一度学校に言って計算しております。その部分を今後の学習計画に入れていくということで、ビデオ学習した部分については、もう一度、一から学習していくことになっております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そういう勉強については分かりました。なかなかオンライン授業だけではできないような児童、生徒のフォローがあるじゃないですか。集団生活云々というふうな、そういうことはどういう具合に考えておられますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 確かに、今、密を避けると、密接を避けるということで、家庭訪問自体できなかった状態ではあります。また、先ほども子どもが歩いたという話も聞いていただいたとは思いますが、今週、また来週も分散登校という形で、学校へ来てもらって、一応、教師と子どもの人間関係は、再度築いていくということを今、やり始めているところであります。また、その部分において、保護者の方々にもこれからの連絡を密にしながらということで、進めていきたいとは考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） よろしくお願ひいたします。

以上です。結構です。ありがとうございます。

○議長（服部公英） ほかに質疑はございませんか。

竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 5番、竹之内剛です。短く端的に質問させていただきます。

質問は地方創生臨時交付金事業概要の中から質問させていただきます。3点です。

まず、学校休業等に伴う学習支援のところですが、お聞かせ願います。図書カードを0歳から15歳まで配布されるということをお聞きしております。自分の中で0歳は本を読むのかなということもありましたが、本屋さん等に行ったら0歳から知育等の関連で読み聞かせではないんですが、こちらから反応を示すような知育という形で図書が出ていますので、これは1人3,000円分配られるということで、この後の図書カードを2,300人の方に配られると。そして、その後の図書を買われるのか、別のものを買われるのか、そこは個人のあれだと思っただけですけども、図書を購入されて、その後、図書カードは図書を買えるのですが、もしかしたら、教育の方で考えておられるかもしれませんけれども、利活用としてまちライブラリーというのはご存じかと思われるのですが、本を寄附されて、その本を1冊から始まって、居場所に寄り場所にしていくところがあるんですけども、そのような考えを持っておられるのかどうかということと、そこはその点でお願いします。

次は、8ページのところなんですけども、事業者の方への支援策として、先ほど、まちづくりの方の課長、部長から報告があり、遠山議員からも質問があったと思うんです。少し内容が変わったということで、ここでは確認としておきたいんですけども、町内に在住する事業者に対しての10万円を支給すると。他町で聞いたんですけども、部長は町内独自のとおっしゃっておられました。他町では事業者の方が金融機関で借入れされた借入れの証明書があって、その援助としてお使いくださいというところもあったみたいです。うちでは町独自でされるということで、ちょっとここで確認というか、質問なんですけども、事業を町内でされておられる小売に該当される方々がおられます。もちろん、事業所は町内にありますが、河合町だったり広陵だったりそちらに住まれている方も、上牧町で事業をされていて、小売業をされている方は該当外ということになるのかなと思われるんです。その方たちは上牧町の中で事業をされていて、例えば政策調整課が事業をされています。スタンプラリーとかありますよね。ああいうところには、町には協力されておられるのに、このことに限ってかもしれませんけども、いろんな会議を何回もされたということをお聞きしました。どういうふうな経緯でこのように決まったのか、それと、町長の思いがありましたので、ここはひとつ町長の思いも込めまして、こういうふうな経緯になったということをお知らせ願えたらと思うのですが、この点だけよろしくお願いします。

以上です。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 先ほど、学校支援事業の中の図書カードの配布についての図書ライブラリーということが出たと思うんですけども、特別、図書ライブラリーというのは今は考えていないのは事実です。ただ、図書館での図書館としてのいろいろな寄附を受けてきておりますし、現在も過去からも受けてこられています。その中で、重複している本はまた頂きたい人に差し上げたり、使えるものは図書館で利用すると、その辺の中で図書ライブラリーというのも今後考えていくべきとは考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 先ほど、1点抜けたんですけども、教育のところで、今、アンケートをオンライン業務で取られて、前回の懇談会では81.4%、40の方がまだだということで、その方にはDVDプレイヤーという形で私らにお知らせをいただきましたが、その中で、DVDはあるけれども、テレビはないというところが、もしかしたら、家庭においたら、まな板と包丁はセットで大体あるけども、包丁があつてまな板がないというところはまずないと思うんですが、その辺、調べていただいて、テレビはあるけどもDVDだけ必要だ、DVDもテレビもないんだというところで、二度手間にならないように、40人であれば聴取はできるのかなと思うので、その辺の漏れ落ちがないようお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 先日、84%等の数字は言わせていただきました。前回の質問以前からこの部分については、学校に全名簿を手渡しして、今現在、手紙ではないということ、また、あと20%の方が連絡いただいていないと。その部分は学校が今、ほぼ100%の連絡はつけたと聞いております。その中で今言っているようにない家と、ただ、質問項目としては、パソコン、スマホがないという項目だったので、DVDがあるかないかはないんですけども、ただ、パソコン、スマホがないという方は当然見れないのでDVDを配るという話の中で、その部分も学校で再度確認してくれと、今お願いしているところであります。それによって、確かにテレビのない家もあるかもわかりませんが、その部分はまた考えていきたいとは考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 分かりました。この制度は一旦できてしまうと、先ほど、町長から6月1日から学校も始まっていくということで、せっかくなつくっていただいたメリットがありま

すけれども、これから活用ができていくと思うので、いろんな形で教育関係で活用していただきたいと思います。教育関係では以上です。

○議長（服部公英） 今中町長。

○町長（今中富夫） 小規模事業者等の支援事業の件でございます。いろんな議員さんの方から質問が出ておりますが、国・県の非常事態宣言に伴う営業の自粛、休業、時間短縮、そういうことから、今回のような事態になってきているのが現状でございます。それで、国・県の要請に基づいた支援金を受けられる方は当然おられるわけでございます。しかし、上牧町、ごくごく小規模の事業者が多い町でございます。お隣の王寺町さん、この件に関しましては、商工会に加入しておられる事業者、商業者、それとあわせて、これから商工会に加入しようとしている事業者に対しての支援をとというような町もあるわけでございます。上牧町の場合はそういうことが影響して、現実に売上げが落ちているのは事実でございますので、上牧町内の小規模、5人以内、それと個人事業者、こういう方々の一定要件があるわけでございますが、その要件に当てはまる人、事業者について町として10万円を支給しようと。

それと、お尋ねの町内に上牧町の住民ではないが、事業所をお持ちの方がおられます。おっしゃるとおりでございます。逆に上牧町の住民が上牧町以外で営業をしておられる、こういう人たちもおられます。そういうことを考えると、両方あるわけでございますので、我々、なかなか数としてはつかめない、町内にある個人事業者、小規模事業者だけに限定してやるというのは公平でないだろうと。外にも上牧町に住民票があつて、事実、外で事業をやっておられる方も当然あるわけでございますので、そういう人たちはどうするんだという議論が当然あるわけでございます。双方あるわけでございますので、上牧町としては、上牧町に住民票があつてお住まいいただいて、上牧町の中で事業をしておられる方に限定しようということで、この考え方で10万円を支給させていただくということで、固めさせていただいたということでございます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、町長から説明いただきまして、今回、この交付金というのは緊急に交付されて、住民の方にいろいろ聞いている時間はなかったと思うんです。もうそろそろ締切りがあつて、6月1日から支給していかなければならないということで、今、町長の答弁をいただきまして、おおむね理解はできましたので、比較的住民の方でも、弱者ではないですけれども収入が減っている、でも、支給はほかの県や国のを使えないという方も救うという意味で使っていきたいと、町の独自の仕事ということで理解しました。ありがとうございます。

した。

私の質問は以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） 7番、富木でございます。

令和2年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について質疑をさせていただきます。

大きくは、初めに財政調整基金と財源についての1点と、それから、地方創生臨時交付金事業から3点ほどお伺いしたいと思います。

では、初めに歳入の4ページです。この中に繰入金が目のところでは財政調整基金繰入金で、5ページで、内容的には5,053万円の基金の繰入金があります。最終的には、この基金残高で7億6,118万4,000円となっております。今回、この資料にもありますとおり、新型コロナウイルス感染症対応についての地方創生臨時交付金の概要が資料を頂いておりますが、最後のところに交付金に対して1億1,078万8,000円、それに対して今回の事業として1億6,186万8,000円ということで、このような内容等になっております。若干、55万ほどの調整基金の繰入金からすれば、差額が出ておりますが、これは財政調整基金の中では調整分も含めた金額になっていると思います。それで、お聞きしたいのは、この点については町長にお願いしたいと思いますが、以前に基金に対する考え方を述べておられまして、地方交付税も減少していく傾向にある中で、多ければ多いほどいいんですけれども、いざというときのことも考えて、おおむね自然の中で段階的に20億程度積み立てができればいいというような考え方を示しておられました。今回はまさに、いざというときのこのような事態だと思っております。今回、この繰入金で約5,000万ということですが、これについて、やはりいざというときということでは、今後も台風であるとか災害というのは、必ずどこにでも起こることで、上牧町においても今後、財政調整基金の活用といいますか、運用といいますか、繰入れがこれからも行われるかと思いますが、これまでは10億前後程度でずっと推移してきたと思えます。今回は7億6,000万ということで、基金残高になっておりますけれども、町長のお考えの中で、今後、財政調整基金、繰入金による財源に与える影響、今後の見通しと、やはり今後も事業についての上乗せの中でやはり独自に事業を行っていかねばならないということも出てきますが、この点について、町はどのように見通しとお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（服部公英） 今中町長。

○町長（今中富夫） 財政調整基金の考え方でございます。以前から10億前後で推移してきておりました、うまくいくようであったら、やっぱり20億程度の基金はあった方が心強いのかなというお話を以前させていただいております。今回、取崩しの中で、7億6,000万というような数字でございます。今の9月に当然決算があるわけでございます。それで、おおむね9億近くまた戻るのかなという予測は持っております。今回、約5,000万程度取崩しをさせていただきました臨時交付金の約2分の1を取崩しさせていただいて、町の独自分として財源充當をさせていただいたという結果でございます。これから、恐らくコロナの関係も、まだこれからも続くわけでございますので、国の方は第2弾、第3弾補正予算を打ってくるということも、当然あるわけでございますので、我々としてもまたそれに対応していかなければならないなど。そうやってまいりますと、国の方も当然、財源不足になってくるわけでございますので、人によれば、もっとお札を刷れとおっしゃるようなコメンテーター等も、専門家もおられるようでございますが、国としてはこのままいきますと借金ばかりが膨らんでいくというような形になりますので、恐らく来年度以降については、地方交付税、相当締めつけが出てくるという予想をいたしております。だからといって、予算を切って切って切りまくるという予算編成、今の状況の中ではもうできないわけでございますので、やっぱりその辺の財源不足分、国にもしっかり要望していきながら、住民の方々に不安を与えないような予算編成を心がけていく必要があるのではないのかなというふうには考えております。今の段階では来年度以降、予算は相当厳しくなるということは当然出てくるし、私自身もそういうふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。町長のお考えはいつも財政調整基金に対してと財政についてはその都度、その都度お話を聞かせていただいてまいりました。やはりいざというときということは、今回みたいなときであるなというふうに私も思いますし、しかしながら、今後はやっぱり経済の下振れというのは、本当に起きてくることは目に見えておりました、町の税収においても大変に厳しくなるという心配をしております。そのような形で、この財政運営に当たっては厳しい状況ですけれども、やはり、2弾、3弾の交付税の特別臨時交付金が来ますけれども、その中で町民の方々の安心安全を、生命をということを守るためには、やはりある程度の財源をしっかり充てながらいく必要があると思っております。今後、そのような税の収入についても不透明な中で、やはり、どのようなやり方をしていくのが一番いいのかということを見ると、やはり今回、町独自の施策の実施も含めて、コロ

ナの積極的な対応についても、やはり、今回、コロナの影響で中止、縮小となった事業などの予算の組替え、見直し等も含めながら、また、この地方創生臨時交付金も最大に活用しながら、その中で財政調整基金の調整をしていくというような考え方でいくということを、その辺の点についても町長、お伺いしたいと思います。

○議長（服部公英） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃっていただいております国からの交付金、支援金等が入ってくるわけですが、一定、それにも基準があるわけですので、放送されておりますので、なかなか言いにくいところもあるんですが、既にやっぱり考えているものをこの交付金の中でしっかりと調整をしていく、我々としたらそういう役割もあるわけですので、その結果が決算に表れてくるというふうにお考えいただいたらいいのかなというふうには考えております。何があるからこれをどうかということじゃなしに、全体的に考えている今年度組んでいる予算、もしくは将来考えているような事柄を網羅したものがうまく調整がつけられれば、決算としてしっかりとした形が出てくるというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。今、お聞きしたんですけれども、やっぱりそのようなことをしっかりと見極めながら、柔軟な対応の中で、新型コロナウイルス感染症への対応を全力で、また、今も職員の方々には大変ご苦労していただいておりますが、まだまだしばらくこのような形は続いていくと思いますので、また、全力で私たちも応援するところはしながら、一丸となって、住民のためにしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

では、次に行きたいと思ひます。

○議長（服部公英） 富木議員、12時が近づいておりますので、質疑の途中ですが、ここで一旦休憩とし、再開は1時からにしたいと思ひますけれども、よろしいですか。

○7番（富木つや子） はい、結構です。

○議長（服部公英） それでは、ここで休憩とし、1時から再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。

午前に引き続きまして、富木議員の質疑の途中でしたので、富木議員から質疑を行います。
富木議員。

○7番（富木つや子） 富木でございます。午前に引き続き、3点ほど質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

質問については、地方創生臨時交付金の事業費から3点でございます。9ページ、一番上の独り親家庭臨時特別給付金事業費でございますが、これについては、以前に私たちも児童扶養手当を受給している独り親家庭への町独自の給付支援策をとということで要望させていただいておりました。一応、今回事業としては、児童数に対して370名に1人当たり2万円の支給となっておりますが、この2万円についての金額の根拠についてご説明をお願いいたします。

それから、一番下でございます。図書館の感染防止対策事業費でございます。この点については、タブレットにもありますけれども、除菌ボックスを2個購入しているという内容ですが、今回、6月から一部開館ということになっておりますが、その点についてですが、これ以外の感染予防対策、どのような対策を行って一部開館するのか、その点についてお願いいたします。

それから、次のページです。11ページ、説明のところの子育て世帯への臨時特別給付金の給付事業費でございます。これは、児童手当の受給者への1人当たり1万円ということになっておりますけれども、この中で調整額として補正額で55万減額になっておりますが、この説明についてお願いいたします。

以上3点です。順次お願いします。

○議長（服部公英） こども支援課長。

○こども支援課長（寺口万佐代） 予算書9ページ、独り親家庭臨時特別給付金事業費でございます。こちらの2万円という金額の根拠でございます。まず、国の方では児童手当の児童に対し、支払いしている児童に対して1万円ずつというのが国独自であるんですけれども、それよりもまず、独り親家庭の生活を支援する取組として、独り親家庭というのはやはり離婚などにより独り親家庭となった家庭の親とか、あと、親に代わって児童を養育している方、あるいは父または母に重度の障害がある家庭という形になっております。やはり児童手当で1万円の上乗せという形で国があるんですけれども、それよりも独り親の方の方がやはり収入等も変わってまいりますので、それよりもということで、2万円という形で上乗せ、町独

自の金額として2万円という形で設定させていただきました。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。今、課長おっしゃいましたとおり、国では1万円ということですが、やはり、独り親家庭というのは大変経済的に厳しい状況の中で子どもたちを育てているという環境ですので、やはりこういうことについては、今後、またいろんな形で思ってもみない予算、支出とかいろいろそういうことも考えますと、やはりこの国の1万円よりも上乗せした2万円ということで、本当に家計に対しては優しい施策になっておりまして、本当に喜ばれると思います。ありがとうございました。

では、次、お願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 図書館の開館に伴う対策ということで、現在のところ、6月1日からの図書館の段階開館につきましては、あくまでも本の貸出しのみを基本とさせていただきます。本の返却については返却ボックスを主に使ってもらう予定ですが、どうしても図書館まで持ってこられる方もおられるので、それ用のボックスも図書館内に設けておりますので、そこへ本を返してもらった後、図書館にある本を借りていただくと。それに伴って、今、人数制限等も今考えているところですが、状況といたしましては30人程度、それ以上は密集となると思うので、30人程度までなら、それ以上になる場合は人数制限をかけさせて、外でお待ちいただくことになる可能性もあります。本につきましては、この機械が入るまでの期間は、まずはアルコール消毒を1冊ずつ、表面だけ、表裏になるんですけども、アルコール消毒をして一時置いておくという形から始めさせていただきたいと考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 先日の説明会のときには、30人ぐらいを15分程度ということで、本を選んで借りるという体制、そのような説明やったと思いますけれども、本に対しては返すときにしっかりとこの除菌ボックスの中に入れたら除菌されるということだと思っておりますが、30人中に入りますとどのようなイメージなのかなと。図書館、割と広いですから、そういう意味では三密にはならないのかなと思っておりますが、本を触れるということは、ほとんどの本というのは、そのときに除菌をしているかどうかということもありますし、館内に入るときにしっかりと消毒もする、そういうふうな徹底をしていくことが大事と思いますが、案外子どもたちはそう思っても忘れてたりとか、いろんなことで、ほかで触ったりとかいろいろしますので、その点は本当に安全面に気をつけて取組をしていただきたいと思います。今

後、どのような形でということも考えられているかと思えますけれども、その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 言葉足らずで申し訳ありません。今、議員がおっしゃられたように、一応、15分というめどは立てたいと考えております。入るときに必ず伝え、また、入るところに1名立って除菌ということも指導させていただこうと考えております。で、マスクの着用は当然と。それ以外にも、密にならないように巡回という言い方は悪いんですけども、職員で中をちょっと見回ってもらって、あまりにも近い場合は、ちょっと離れてもらう、ご遠慮願うという話をしながら、また、本棚についても1日に数回消毒の計画も入れております。また、今、議員がおっしゃられたこともより考えて進めたいと考えております。

○7番（富木つや子） 分かりました。

次、お願ひします。

○議長（服部公英） こども支援課長。

○こども支援課長（寺口万佐代） 11ページの子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費でございます。こちらの方は財源の組替えでございます。内容といたしましては、2号補正で計上させていただいた分ではございますが、その時点では時間外勤務手当を担当者のみで対応という形で予定させていただいておりました。口座振替手数料も最大額という形で金額を計上させていただいておりました。3号補正で、今回、他の給付金等の事務作業により、担当者だけでは困難であり、複数人で事務作業をする必要があるため、口座振替手数料が金額が確定いたしましたので、そちらをまず振り替えさせていただきまして、時間外勤務手当の方に最大限利用できるような形で、一応、その余剰分と申しますか、確定した以外の部分を振り替えさせていただいた形でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。分かりました。

私の質問は終わります。

○議長（服部公英） ほかに質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 10番、石丸典子です。

一般会計の補正ですけれども、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金ということで、上牧町には約1億1,000万円ということで、上牧町の人口規模と財政力に応じて全

市町村に分担されるということで、事業案が出されました。この事業決定に当たりましては、事前に全議員の要望等も組み入れられ、限られた時間の中で様々な施策、町独自の内容も含めて組まれたことに対しては、大変ご苦労さまでした。そして、この中でお聞きしたいのは、人件費の関わる場所ですけれども、歳出の7ページで職員人件費ということで、この部分については、まずお聞きするのは、人件費のことに関しての職員体制です。まず、この会計に関することでは、このことをお聞きします。

ほかには2点ですけれども、少し関連になりますけれども、就学援助の制度が申請が必要となる方が出てくるかと思えますけれども、その対応と、それと、これから行われます介護保険料についても減免制度を設けなさいということで、事務通達が出ているかと思えますけど、その3点でお聞きします。

まず1点目の職員の人件費のところですが、今回でも特別定額給付金等で確定した分を職員の人件費として、時間外勤務手当で増額するということで、合計で職員手当等で305万円の増額補正です。この特別定額給付金については、申請の手続やそのチェック等で国でも当初想定しなかった以上に事務作業が関わるということで、これについては、住民1人1万円のほかに事務費も全て国庫で出ますということで、第2回の補正でも決められておりますけれども、上牧町においてこの職員の体制、かなり負担が大きくなっていると思えますけれども、その体制と、5月13日に行われました臨時議会での第1回補正予算では、会計年度任用職員が4人増えておりまして、現在、会計年度任用職員137人というふうにこの補正予算書でも上がっておりますけれども、この会計年度任用職員の業務内容も含めてご説明をお願いしたいと思います。まず、それを1点お願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） まず、特別定額給付金に係ります職員人件費の部分でございます。

この部分の職員体制ということでございます。今現在、地下会議室で、各課1名出ていただきまして、事務処理、窓口業務、相談業務、それとパソコン入力、あとは審査、あと口座情報の確認等をやっております。それと、本日からなんですけれども、各課もう1名増員いたしまして、入力作業した部分の口座情報等の再確認、再チェックをする作業を、また来週の3日間増員いたしましてする予定でございます。続きまして、第1回補正のときにおきます会計年度任用職員につきましても、定額給付金の事務に携わっていただいております4名の報酬でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 今日、臨時議会が始まる前に、私も地下の方へ申請書を、わざわざではなく、今日議会がありましたので、申請書を直接届けて、その様子をちょっと見せていただいたのですけれども、提出したらその場で封筒を開けて確認作業をされているという状況に遭遇することができ、その僅かな間でも問合せの電話がかかってくるという状況をお聞きしたところです。それで会計年度任用職員については、特別定額給付金のこの部分のみの業務ということによろしいですか。今回、上牧町独自のウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業では、町独自の施策も含めて、事務作業がさらに複雑になるとは思いますけれども、その会計年度任用職員で担当できるような分野も、今後あるのでしょうか。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） 今現在、来ていただいているのは定額給付金の部分でございます。今後につきましては、午前中にもありましたように、相談窓口等をまた設置する検討ということになっておりますので、今後、その中で会計年度任用職員の採用等も考えていかれるかなと思っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 職員さんの体制も大変大事だと思いますので、しっかり対応いただきますようお願いしておきたいと思っております。

それで、直接この会計ではないんですけれども、新型コロナウイルスの関連で収入が減った家庭に対して、年度途中でも速やかに就学援助の認定が受けられるように、手続の簡素化等が必要だと思います。既に事業をされている家庭のお子さんで、就学援助の申請をしたいという希望も直接お聞きしている件もありますけれども、それについてはどのような方向でしょうか。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸橋秀行） 現在、就学援助、準要保護についての部分については、各ご家庭にお知らせを配布させていただいております。その中で、要件に該当した場合は認定にはなるんですけれども、今おっしゃっているように、新型コロナウイルス感染のことで収入が減ったというご家庭の部分につきましては、相談に来ていただければ、その部分を調整させていただきながら、準要保護の認定ができるかどうかという部分について事務を進めていく考えではございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） これもわざわざ役場に来ていただかなくても、例えば、事業者支援ということで、収入が一定の条件で減った業者に対しては、1事業者に対して10万円というふうな事業も行われますけれども、この中で、もし対象の小・中学生がいらっしゃる家庭については、同時にそのような申請もできるような工夫もぜひお願いしたいと思いますけれども、なるべく簡素にできるようにという、そのような工夫はいかがですか。窓口が1つであれば、いろいろ相談できるということになりますけれども、ぜひ検討をいただきたいと思いますが。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 確かに簡素化というのは必要であると考えておりますが、今、役場内、いろんなそういう関係等の連携のもとで簡素化しますけれども、どうしても確認することが必要な書類等も、本人に対する説明もありますので、その辺はある程度やっていかなければならないとは考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それで、午前中も他の議員からありましたけれども、郵送で済むような内容であれば、郵送でしていただけるようお願いしたいと思います。

それと、最後にもう1つですけれども、事業の収入が減り、生活が大変になった世帯については、国民健康保険税の減免であるとか、また、後期高齢者の医療保険についても減免等制度化が進められ、条例改正も行われていますけれども、同じような形で、65歳以上の方が納める介護保険についても、生活が困難な方に対する減免制度、国では設けよということで、条例等の改正が必要になると思いますけれども、このことについては、上牧町ではどのような準備状況でしょうか。お伺いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 今ご質問の介護保険の減免に関してですが、来月、6月の定例会で条例改正を議案として上げさせていただき準備を進めておるところでございます。

それと、さきの13日の臨時議会の際にも、議員から質問のありました、同じような国民健康保険税の減免に関しても、同じように介護保険と国民健康保険の条例改正の6月の方で議案として上げさせていただき準備を進めているところでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 分かりました。国民健康保険のところについては、6月でされますという答弁をいただいたので、条例改正というふうに言い間違えましたので訂正します。6月でもいろいろ対応が増えてきて大変だと思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（服部公英） それでは、ほかにごいませんか。

木内議員。

○9番（木内利雄） 9番、木内でございます。

まず、6ページ、7ページの地方創生臨時交付金事業費がございまして、7ページにその事業の一つ一つが列記されているわけですが、まず、これらの各事業を組まれたところ、今回の予算を組まれたところの、どういったことをコンセプトにどういった主眼をもってこの予算を組まれて各事業をなさったのか、まず答弁を町長からいただきたいと思います。

○議長（服部公英） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、木内議員から全体的な考え方を示せということでございます。上牧町といたしましては、できるだけトータル的という考え方も持っておりましたが、全ての人に全てを網羅するというわけにはまいりませんので、当然、教育関係で申し上げますと、子どもたちが学校にも登校できない状況で、家庭でずっと生活している中でございますので、できるだけ子どもたちの生活がスムーズにいくように、また、家庭の負担が少しでも軽減ができるような考え方をまず1つ示させていただこうと。

それと、あと、高齢者の方々の問題でございまして、高齢者の方々につきましても、普段から十分いろんな生活をされておりますので、高齢者の方々には、特に70歳からのコロナに感染された場合の重症率が高いということでございますので、そういう方たちにはマスクを配布させていただこう、それと、町内の事業者の方々につきましても、当然、国・県の要請に応じて休業、時間短縮されたところもあるわけでございますが、全体的に押しなべて、それが影響して客が行かない、営業したくても営業ができない、そういう事業者がほとんどでございまして、そういう人たちにも上牧町としては手を差し伸べていこうという考え方でございます。

それと、木内さんの意見の中に、水道の基本料金の総花的ではないのかというような内容もございました。確かにおっしゃるように、水道料金の基本料金については、捉えようによっては総花ということにもなるわけでございますが、先ほど子どもたちのお話もさせていただきましたが、子どもたちが絶えず家にいる、それとテレワーク等の問題もございまして、いろんな人たちが自宅で過ごす時間が長くなっているということからまず考えますと、水道の使用が増えてくるのは当然でございます。それと、事業所とございます。コンビニ、スーパー、それと大規模な工場もあるわけでございますが、そういう事業者につきましても、従

業員の方々であるとか、そういう人たちについても、恐怖にさらされながら住民生活をしっかりと守っていく、また、経済社会をしっかりと守っていく中で営業を続けていただいているということから、全体的に水道の基本料金を減免することが、上牧町としてはいい方法ではないのかという考え方から、今回の補正予算に至っているということでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） ありがとうございます。

今、町長からいみじくも水道基本料金免除補助事業費のことについて触れられました。次には、私、このことについてお伺いするわけですが、前の2日前の説明会でも申し上げたとおり、そのときの回答は量水器、要は水道メーターのあるところは、個人宅、また店、事業所等には全部4か月分基本料金を免除するということだったのですが、こういうことは、今、私の話のとおりで間違いございませんか。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 私、今言っているとおり、この中に所得1,000万超えている人がいてるわけです。そんなところがたった5,000円や1万円減免していただいたところで、「うわー、うれしいな」と思いますか。少し余談になりますが、10日ほど前に第一保育所のところで、知り合いのひとと、あそこは坂道ですから、相手は自転車を押して歩いていました。私は服部記念病院の方から、白鳩幼稚園の方から車に乗って来て、「何してるの」ということで、僕は車から降りてその人と話したら、今、2000年会館へ行って、福祉のお金を借りるのに相談に行ってきましたと。立ち話で15分ほどいろいろとお話を聞いておったのですが、たったの1,000円、5,000円を借りに行ったんです。そういう人もおるんです。そういう人にとっては今回の基本料金は大変ありがたい。そういう人には、これは3月末までオーケーと思うのですけれども、3月末までですと10か月間手当てできるわけです。だから、「うわー、助かった、これでいっとき楽できるわ」と思う人にはたんとやったらええんじゃないですか。そこら辺の工夫がないというふうに僕は思っているんです。この点はいかがですか。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 確かに非常に困っておられる方もたくさんおられるとは思いますが。

そうなりますと、また給付金同様、申請主義といいますか、そのような手法を取らなければならないのかなと思うところもあります。その手法を取らないで、全国的に市町村が行って

おります手法と、町独自ではないんですが、その方法を取らせていただき、近隣と足並みをそろえるというところもあります。今回の4か月とさせていただいた経緯でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） ちょっと意味不明やけど、私の言ったのは、各事業の中には工夫を入れて、皆さんの知恵が詰め込まれた事業もあります。しかし、今回の私が今話している水道基本料金免除補助事業費については、知恵も工夫もないと言わざるを得ません。ですから、簡単な話ではないですか。例えば、1つの手法として、住民税非課税の世帯は3月いっぱいまでいくのでしたら、10か月分いけたわけです。住民税非課税でない課税されているところは、もうこういうことは当てない、そういうふうな張りをついたやり方をやらんと、5,000円や1万円免除されたって何とも感じていないのが、この中ではほとんどでしょう。それで、先ほど例を出したみたいな人は、「うわー、うれしい、これで助かった」と思うんです。それが、行政が工夫した真の心の籠もった事業だというふうに私は思っているところです。

これはここでよろしいから、取りあえず、もう1点、次の問題に移ります。南都銀行さんもりそなも一緒ですか。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） そのとおりでございます。

先ほど申しましたとおり、水道メーターがついておる各家庭、事業所、全部対象とさせていただきます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 間違うとったら言ってください。りそなさんのあの建物ですと、大体25Aか30Aやと思います。例えば、25Aですと基本料金1万円です。ということは、4か月4万円、30やったら1万1,000円ですから4万4,000円、りそなさんの建物やったらこんな程度です。4万円や5万円りそなさんが減免してもうて、「うわー、うれしい」と思いますか。南都さんに限ったって、それが工夫がないのではないですか。それやったら、先ほど午前中に論議されておった弱小企業者の10万円の寄附を20万円に上げた方がよっぽどましやないですか。何でりそなさん、南都さんみたいなところを4万円、5万円減免せなあかんのですか。それはちょっと工夫がなさ過ぎるのではないですか。ここは町長か副町長、いかがですか。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） 木内議員のご質問でございます。おっしゃいますように、大変困っておられる方、それから、今、木内議員が申されましたように、高所得の方もおられるという

ことでございます。ただ、今、コロナの影響をもちまして、本来、高額な所得を持っておられた方、それから、おっしゃいますように非課税世帯のような形で、先ほどもご質問がありましたけれども、準要保護ぐらいの所得になった場合はどうするのだということもございました。ただ、確かにおっしゃいますように、困っておられる方に重点的にというところもございますが、ただ、水道の部分につきましては、先ほどもありましたように、自宅で自粛していただいている、また、町長の言葉もございましたけれども、生活必需品等については、リスクを承知の上で営業されておると。大変難しいのが線引きのところでございます。上牧町全体の中で、どれだけの方が影響を受けられて、どれだけ所得も落ちておられるのかというところの線引きが大変難しいところだと思っていますところでございます。そのことから、全体的に上牧町の中でコロナの影響として営業されておっても、また自粛されておっても何らかの影響があるという形から、申されますように、線引きをできればいいわけではございますけれども、なかなかしにくいところから、全町の部分で今、水道の基本料金の減免をさせていただいたというのが、考え方で運用させていただきました。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 意味不明ですけど、お聞きしておきます。

それでは、もう1点お聞きしますけれども、過日、固定資産税滞納者があって、1,000万円プラスアルファが返還された、このところについても減免をなさるわけですか。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 私が言うている、該当する建物は分かっていますよね。その上で答弁ください。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 何回も同じことを言うようですが、全世帯、全事業所を対象とさせていただきます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 副町長、いかがですか。固定資産税滞納されて、まだ回収せないかん部分は残っているはずなんです。言葉が適当か適当でないか分かりませんが、頭悪いのでこの言葉しか出てきませんが、盗人に追い銭と考えますが、町長、いかがですか。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 木内議員がおっしゃっておるのは、服部台の建物のところでございますか。あそこにつきましては、以前の巨額の滞納者の方には水道料金は請求しておりませ

ん。現在の使用者の方に請求しておりますので、木内議員がおっしゃっておる方とは別の方には請求させていただいております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 私、申し上げておるのは、当該建物の水道料金を請求されている、そこも減免されるんですかと言っているんです。そんなんしたら、盗人に追い銭でしょう。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 現在は滞納者には水道料金は請求していません。使用している方に使用者としての水道料金を請求していますので、滞納者と使用者は今別になってきております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 分かっています。けども、そこを買った、この間1,000万払った人のところへ請求しているわけでしょう。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） そうです。今現在の使用者です。現在の使用者に請求しております。現在の使用者ということは、今現在、あの建物で営業されている方です。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） ほんなら、そこも減免の対象にするということになるわけですか。

○議長（服部公英） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時43分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。

今中町長。

○町長（今中富夫） 今、元レインボーの話については、水道部長から説明させていただきました。トータル的に、全体的に木内議員のおっしゃること、私も十分分かっております。ただ、私たちといたしましては、先ほど言いましたように、個々に、例えば銀行の関係であるとか、大事業者であるとか、いろんなことについて、木内議員からそんなところにまでする必要があるのかという考え方をお示しでございますが、私たちとしては、この時期にそれぞれ

れの事業者が危険にさらされながら社会生活、それと住民の生活をしっかりと、また雇用者の働き口をしっかりと守っていただいていると、そういう意味も含めて、上牧町全体に基本料金、固定経費、例えば小さな一事業者についても、店を時短されても休業されても、水は使わなくても基本料金はかかる、それと、例えば大型商業施設であつたり大きな事業者であっても、社会生活を維持する、それと雇用者、そういう生活も維持していく、そういう中で恐怖にさらされながら営業をしていただいている、そういう意味も含めて、私たちは全体的に総花というような木内さんの表現もございますが、私たちとしてはその基本的な部分を減免させていただいて、全体的に町民の方々にご理解をいただきたいということでさせていただいたということをございます。そういう考え方でございますので、木内さんとは若干そういう部分はずれるわけでございますが、ぜひ町の考え方も、木内議員にご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 町長、ありがとうございます。水道部長、恐縮でございます。すみませんでした。

私の申し上げているのは、先ほど申し上げた2000年会館へ福祉のお金を1,000円とか5,000円とか1万円とかを借りに行くような人には、もっと手厚くしてもいいのではないかという話を申し上げているわけであつて、やっぱりめり張りがついた施策も必要ではないかなと思います。よつて、それを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで教育長から、コロナウイルス感染症対策予防のために学校を中止しておりましたが、近々の学校の状況を説明したいとの申出がありましたので、教育長から説明をお願いいたします。

教育長。

○教育長（松浦教雄） 失礼します。せっかくの機会でございますので、議員の皆様方には、学校の再開に向けて、日々お気遣いをいただいておりますこと、まずもってお礼を申し上げたいと思います。私からは、6月1日以降の、また夏季休業中も含めてのお話をさせていただき、ご理解を求めたいと思います。朝の質問の中にも、遠山議員から、郡の周りの町村のことも見るのも大事だけれども、独自の町の方針を打ち出したらいいのと違うかというご意見もいただきました。ただ、おおむね郡の一定の枠組みを決定させていただき、そして、その中で細部にわたっては町の様々な取組を進めていけたらなど。今から私が説明をさせていただく部分につきましても、昨日も町の校舎長会がございまして、安倍総理大臣が2月の後半に休業要請をされてから、昨日で17回目の町の臨時の校舎長会を持たせていただきました。また、郡の教育長会も5回、6回と、その郡の教育長会で決めさせていただいた部分を、私どもであれば今中町長にお示しさせていただき、そして、郡の町長会からプレスで発表していくという運びになっております。今回のオンラインのことも含めて、私が今から申し上げます6月1日からの様々な授業形態につきましても、そのようなことでまずはご理解いただけたらと思っております。

まず、6月1日から小学校、中学校、また幼稚園も含めてですが、分散登校という形で授業展開をさせていただきたいと思います。分散登校というても、分かれる散ってという登校でございますが、様々な種類がございます。小学校と中学校には2つの方法を取って、それぞれの学校、小学校の校種としてやりやすい部分、中学校の部分でやりやすい部分を校長先生方にお決めいただいて、例えば小学校であれば、小学校1年生から6年生までおりますので、小学校1年生は入学式に来てからほとんど学校に来ていない、学校の様子も分からない、どうして学校に行ったらいいか分からないという部分がございますので、まずは6年生の子たちが1年生の子の手を引っ張って学校へ連れていってくれるわけですので、まず、小学校では大字別登校を考えております。だから、例えば上牧小学校を例に挙げますと、どこの大字とどこの大字というのはちょっと分からないのですが、例えば、南上牧とアーバンが月曜日に来るとか、米山台と北上牧が火曜日に来るとか、いろんなのがありまして、そして、1

年生から6年生まで大字別に来て授業をやっていくと。だから、6月1日から6月12日まで10日ありますので、ちょうど半分半分で授業が成立することになります。中学校に関しては、学年別登校というのを取らせていただいているようです。だから、1人の先生が同じ授業を午前中に、また午後という形で授業展開をさせてもらうということで、2週間、6月1日から6月12日の金曜日まで給食なしの、まずは学校に慣れていただくということを基本に考えております。それから、6月15日の月曜日からは、それに加え、授業プラス給食の再開をさせていただきたいと考えております。給食が再開するという事は、昼からの授業もさせていただいて、少しでも授業の確保に当たっていききたいなど。今まで欠けていた部分を何とかして補充していきたいと考えております。この給食の持ち方につきましては、後から説明させていただきますが、そんな形でいかせていただきたいと思います。

そして、6月15日からずっと7月22日まで給食をさせていただき、昼からの授業もさせていただこうと。かなり授業時間が生まれてくると考えております。それから、その後ですが、あの後、連休が続きます。オリンピックはないんですが、スポーツの日とか続いて、だから、7月27日から8月7日までは、ちょっと暑くなりますし、今度はコロナ対策と含めて熱中症のことも考えていかなあきませんし、また、うちの自校給食で非常に便利がいいし、給食もおいしいんですが、給食調理員さんの熱中症対策もありまして、午前中授業で給食はなしという形で、7月27日から8月23日までは午前中の授業をやって給食はなしという形で進めたいなど。すなわち夏休みの長さは約3分の1になってくると違うのかなと予測しております。これは、私どもと広陵町はもともと1週間前倒しにしておりますので、35日間の夏休み中、約10日間の夏休みになってくるのかなと。このことについては、4町みんなそろっております。河合も王寺も広陵もこの線でいこうと。これはやっぱり保護者や子どもたちの不安を少しでも解消するために、4町である程度の足並みをそろえていこうと。ただ、夏休みに給食をするのかしないのか、3限授業にするのか、4限授業にするのかという細かい部分については、先ほど遠山議員おっしゃったように、町独自の特色ある形で授業展開をしていきたいと、そんなように考えております。そんな形で、1学期の締めは一応8月7日と考えております。これまでの間に、中学校の場合だったら中間テストをどうしていこうか、期末テストをどうしていこうかというところの中学校同士の話も必要だろうと思っています。結局、私ども8月18日火曜日から2学期を始めさせていただきますので、そこから四、五日は給食なしで進めますが、24日からは先ほど申し上げましたように、給食ありの昼からの授業もやっていくことになります。

そして、給食の形ですが、昨日も部長の方から若干提案させていただきましたが、より安全な給食、コロナ対策の拡大防止ということで、これは上牧町独自のものかなと思っておるのですが、私、やはり一番密で心配するのが、授業中はある程度、一方の方向へ向かせて、黒板の方へ向かせて、授業は何メートルの間隔で、「あまりものをしゃべるなよ」と、「唾を吐いたらあかんぞ」という授業はできるんですが、なかなか給食のときの子どもの密というのは避けられないと思います。そのことを考えまして、簡易給食、例えばパンと牛乳と1品、その他、デザートもつくかもわかりませんが、その際も、子どもの配膳をできるだけ少なくして、給食とパンは弁当箱以外のものですから、先生が列ごとにちょっと取りに来なさいと言って、もう席に座ると。その他の様々な食材については、弁当箱を作らせていただいて、それで子どもたちに配布すると。衛生上も安全ですし、調理員さんの手間も若干省けてくる、また、子どもたちの健康、安全部分でもかなり担保できるのと違うのかなと。そんな意味で、少し予算を取らせていただきましたが、そんな形で進めさせていただきたいと考えております。その弁当給食のプレート、コロナが終わったらどうなるねんということがございますが、また、子ども上牧町では年に1回防災給食などというのも取り組んでおります。その防災給食の際に、またそういうプレートが使えて、子どもたち全てに配布することができるのかなと。また、ケアのことも考え、後々のことも考えて、そういうプレートの用意もさせていただいたところでございます。そういう中で、給食と夏休み、それから分散登校と全日授業ということを述べさせていただきました。

また、一番これから問題になってくるのは、様々な学校の大きな行事でございます。1つは例えば、運動会、体育大会をどうしていくねんと。町民体育祭の有無が、やるかやらないかによっても若干変わってきますし、中学校の修学旅行をどうするんやと。中学校の修学旅行は沖縄に予定しておりましたが、もうやめていただきました。もしやるのであれば、学校出発、例えば役場出発で、バスでできるだけ離して、両方から換気をして、近場でいいからやらしてやってほしいなど。もちろん、平和学習や民泊学習、様々な楽しみをもって子どもたちが計画してきた中身でございますが、今年に限っては飛行機、また向こうで新幹線、電車に乗る、駅や空港での様々な人との接触の中で、これはかなり無理だろうということで、バスで行ってバスで帰ってくるというような計画を今しております。ただ、このことにつきましても、郡の教育長会で6月末から7月の初旬、キャンセルが利くリミットをしっかりと設定させていただいて、その中で決定させていただこうかなと。もちろん、中学校の校長先生のご意見も各町から引き出してもらって、我々の教育長の方でその辺の一定の方向を示させ

ていただこうかなと思っております。運動会、体育大会についても、保護者の楽しみでございますし、おじいちゃん、おばあちゃんの孫の運動会ということもございますが、やるのであれば、私の考えです、保護者、来賓、そして入場、開会式、閉会式、マスゲームはやめて、陸上記録会に毛が生えたようなものでやるしかないだろうなという話をしています。高校野球が中止になる、うちの町民体育祭もどの方向に進むか分かりませんが、もしか中止になった場合の様々な状況判断もしていかななくてはならないと今のところ考えております。

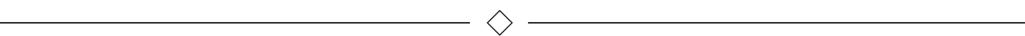
だから、修学旅行や体育大会、運動会につきましては、また、本会議が始まり、6月の後半になって、議員さんの方から「どうなってん、教育長」ということが聞かれた場合には、またお答えする場面も出てくるのかなと。今日、取りあえず皆様方にお示しさせていただいたのは、6月1日以降の学校のあり方を、簡単ではございますがご説明させていただき、ご理解いただけたらなど。大変長々と子どもたち、3か月も学校を休んでおりました。休まざるを得なかった状況でございますので、我々自身におきまして、今、フェーズ2という状況でございます。今、収束、収まりつつある状況やけれども、完全に収まった、終わる収束ではないわけでございますので、我々自身も含めて、子どもたちの感染防止に、ほんまに一意専心、一念発起、取組を進めていかななくてはならないなど、そんな決意を持っているところでございます。どうか議員の皆様方におかれましては、このたびの6月1日以降の学校のありようをご理解いただけたらありがたいと思っております。大変長い時間をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（服部公英） それでは、1時間たちましたので、換気のため休憩とし、再開は2時15分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◎議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第5、議第3号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第3号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について。

令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

令和2年5月22日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 議第3号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について説明いたします。既決予算の収益的収入及び支出をそれぞれ112万2,000円増額し、収入の合計額を4億9,494万8,000円とし、支出の合計額を4億7,242万2,000円とするものでございます。内容につきましては、水道事業会計補正予算書2ページ、収益的収入及び支出の収入、款1水道収益、項1営業収益、目1給水収益の水道料金を4,776万円減額し、款1水道収益、項2営業外収益、目4他会計補助金を4,888万2,000円増額計上させていただいております。このことにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛等により、経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、事業者及び住民の皆様の生活や経済活動を支援するため、上牧町水道事業給水条例第36条の規定により、上水道基本料金を4か月の減免措置を行うことによる減額計上、それと地方創生臨時交付金を活用して、一般会計から補助していただくため、他会計補助金として増額計上するものでございます。

次に、同じく補正予算書2ページ、収益的収入及び支出の支出、款1水道事業費用、項1営業費用、目3総がかり費の委託料112万2,000円でございますが、基本料金の減免措置を行うための水道料金システム改修費を増額計上させていただいております。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 1番、遠山です。

議第3号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について質問させていただきます。この件は、水道基本料金を4か月減免する、そのための補正予算ということで、こ

れについては、さきの一般会計の補正予算で木内議員から質疑もあった点です。ここについて、私は2点伺いたいと思っています。

まず1点目は、議案説明会でたしか東議員からもありましたが、区域外給水地区につきまして、質問させてもらいたいと思います。これ、片岡台地区に該当するものだと思うんですけども、タブレットの資料によりますと、河合町での対応が未決定なので、最大の試算をしているとあります。基本料金1,320万円です。それと、システム入力変更費64万円がありまして、これについては今回の予算にはもちろん載っていないものだと思うのですが、河合町での対応ということで、うちの町では直接関係ないかもしれないんですが、今後の予定、これがどんなイメージでどういうふうにつながっていくのか、ここについて少し教えていただきたいと思っています。

そして、次にもう1点です。予算書を見てもちょっと分かりにくいので、当初予算を見ていただいた方が分かりやすいんですけども、先ほど木内議員から独自の策がないのかという話がありましたけれども、厳しいご指摘がありました。私、水道事業につきましては、毎年、予算決算で言っていますが、今年の予算書で言いますと、令和2年の差引年度未処分利益が約10億4,000万円あります。先ほど、一般会計の基金については富木議員が質問されましたけれども、今回、8億1,000万あるやつを5,000万崩したという形なんですけれども、私、この水道事業こそ企業会計で、未処分利益というのは株式会社で言うと株主に配当したり、還元するものなんです。これが、何とうちは一般会計の基金よりも多い、10億円の未処分利益が積み上がっていると。これをそれこそ今回の水道に関する独自策として何か活用できないのかなというふうに今回特に、いつも毎年予算決算のときには、これで何とか水道料金を下げてくれないかという話を僕、毎回しているんですけども、今回に関しましては、この補正予算では難しいかもわからないのですが、未処分利益の積立てを活用した支援策ということも考えられているかどうか。考えたのであれば、どういう形で考えられているのか、そうでなければ、ぜひ今後とも考えていただきたい、この辺の考え方について、以上2点、教えていただけますか。よろしくお願いします。

○議長（服部公英） 上下水道課長。

○上下水道課長（辰己伸治） 1点目の片岡台地区の給水でございます。この区域に関しましては、資料の中の区域外給水地区の減免額及び減免に伴う費用ということで計上させていただいております。今回の河合町での対応が現在未確定のため……すみません。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 説明会では河合町、まだ未確定であるというふうに回答させていた
だいていましたが、今朝、連絡をいただきまして、3か月という対応をさせていただくとい
う連絡がございました。それで3か月の始まりでございますが、本町は6月検針分から4か
月させていただくんですが、河合町におきましては、7月の検針分から3か月という回答を
もらいました。それで、片岡台地区の基本料金の減免に関しましては、河合町で3か月の減
免措置を行っていただきます。残りの1か月におきましては、本町が減免措置を行うこと
になります。その1か月分の対応でございますが、河合町から請求書をいただいて支出する
という形に……。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） 今、補足になりますけれども、片岡台給水地区につきましては、上牧
町から河合町の水道の方に上牧給水区域と同様に片岡台地区につきましても、4か月間の水
道基本料金の減免を要請いたしまして、その部分の費用について上牧町からお支払いする
という形になるということでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 別にややこしい質問という意味ではなくて、上牧は4か月免除とうた
ったと。河合は3か月になったんですね。ここだけ1か月ずれが生じてしまったんですね。
説明会のときにありましたけれども、たしか広陵は合わせて4か月にしたと思うんですけど、
河合はどうしても1か月できなかった。その1か月分、区域外なので、片岡台の方も3か月
になるのではないかなと、単純に思われるのではなくて、上牧ということで4か月減免する
と。それについては、先ほどの河合町に納める納付金、分担金とかできちっとカバーして、
片岡台地区の方についても、河合の給水区域だけでも4か月、これには変わらない、こ
だけはいま一度、確認だけです。その中で事務手続は、住民の方はどうでもいいと言っ
てはいけないけれども、じゃなくて、河合の水道だけでも、河合は3か月だけでも、上牧
は4か月だということだけきちっとここで確定したいと思うんですけど、その辺だけ願
いできますか。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） それは全然変わりなく、片岡台地区の1丁目、2丁目、3丁目にお
きまして4か月の減免措置を取らせていただいています。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ありがとうございます。次、お願いします。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 遠山議員、先ほどもおっしゃったとおり、未処分利益の剰余金に關しましては、水道料金を下げたのではないのかというご質問は何回もされてもらっておりま
す。その都度、答弁させてもらっておるんですが、その件に關しましては、以前にも回答さ
せていただいたと思いますが、今後やってくる老朽管路の更新に充てさせていただくために
支出していかなければならないというふうに考えておりますので、水道料金は値下げできな
いと思っているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今、水道料金を下げろと言っているのではなくて、毎回、水道料金を
下げるために未処分利益を使ったらいいのではないかと言うたびにと言っはいけないです
けれども、老朽化とかに備蓄するためにどうしても必要だと。そのためにでも減債基金を積
み立てるんじゃないのという言い方もさせてもらっているんですけども、そこは理解して
いる中で、老朽化って緊急時のために置いておくというイメージでは、今まで町長とかが財
政調整基金が20億と言っているのと同じことだと思うんです。僕は今回、緊急事態だと思っ
ているので、この10億に関しては、今回、財政調整基金5,000万円を取り崩しましたけど、そ
こに今回未処分利益を充てて財政調整基金を維持する、ここにたくさんプールがあるんだか
らということも次の決算予算等では考えていただきたいと。できればそれプラス、先ほど木
内議員が言われましたけれども、さらなる独自の支援策として、生活困窮世帯、非課税免除
世帯については、水道料金プラスの上乗せをするというのは、未処分利益を使うということ
も検討することが町独自の、何ととっても企業会計なので、未処分利益は自由には言わな
いですが、議会の議決があったら処分できることになるので、その辺りも今後ぜひ検討し
ていただきたい。そのために、水道事業というのは企業会計で分かれていると僕は認識し
ているので、その辺りをお願いしたいと思っておりますけど、いかがですか。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） コロナ対策ですよ。今回の補正予算には盛り込んでないのですが、
今後、まだ収束するには時間がかかると思っておりますので、第2波、第3波が来て同じような状
況に陥った場合には、また検討もしていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） 今、遠山議員のご質問でございますけども、水道事業の剰余金を利用、
活用して低所得者なり、その方々に対しての減免を行うのは少し難しいかなというふうに思

っております。その辺につきましても、今、全世帯に水道料金の基本料金というところまでさせていただきますが、仮に低所得者に対しまして何らかの施策を打つというのであれば、また、町の一般会計の方で考えさせていただいて、それで、水道事業にその分を要請をかけて、また補助金としてすると、そういう形になろうかなと思っております。と申しますのは、やはり水道事業、長期的な計画も立てた中で、需要と供給というところで運用しております。ただ、生活が少し困窮もされておるから、その方々だけに少し減免をさせていただくというのは、やはり一般会計で考えさせていただいて、その中で施策を考えて打てるときについては、今回、地方創生臨時交付金を活用して、今、お示しさせていただいたような形で事業展開というふうに考えておりますが、今後、またそういうふうな形で国の方も第2次補正でいろんな形を考えておられますけれども、できるところで町の方もまた考えていきたいというふうには、今、考えているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 副町長、ありがとうございます。水道に関しましては様々な意見もあって、副町長、この筋のプロでもいらっしゃるんで、僕が太刀打ちできるような内容ではないのですけれども、一般的に考えて、未処分利益という性質を考えたときに、こちら側は8億1,000万の貯金があつて5,000万崩した、こっちは10億の未処分利益があるけれども取り崩さないということの中で、何か活用できないかなと考えるのは、至極当然のことなのかなと僕の中では思ったんです。ただ、今、副町長が言われたとおり、そこを取り崩して低所得層だけに注入するのはどうなのかなと。それこそ、僕、株式会社のことを言いましたけれども、株主平等の原則から考えたら反することなので、その辺は難しいのかなとありますけれども、今回のことを考えると、何らかの手だてができるのではないかなと。それは、一般会計からでも構わないんです。そこからこちらの未処分利益を使ってやるということで、今後、ぜひ検討もしていただきたい。無理だったら無理でもしようがないですけれども、無理で決めつけるから検討しないのではなくて、ここについては検討していただければ、先ほど木内議員、一生懸命言っていただきましたし、合わせ技一本になるか分からないですけど、何とか検討をお願いしたいと思います。その辺についてどうですか。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） 今、遠山議員申されましたように、そして、先ほど木内議員からも当然、低所得者、それから生活困窮されている方に十分な手当てを考えるべきだと、当然、おっしゃったとおりだと私も思っております。今回、いろいろな形で各課からどういう形がで

きるのかという形で提案を総括しまして、こういうふうな支援策を打たせていただきました。ただ、木内議員がおっしゃっていること、それから、遠山議員がおっしゃっていること、確かに低所得者等には十分な手厚い施策が必要であろうかなというふうには思っております。今後また、このコロナウイルスもそうですが、低所得者等につきましては、国の方の動向も見据えながら、また考えさせていただきたいというふうに今考えているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ぜひ、あえて低所得者層を言いましたけども、そうでなくても、例えば住民全体に10億円の未処分利益があるので、この1年間に限ってはこうしますとか、1個の案ですけれども、全世帯でも構わないのかなということも引き続き考えていただきたいということも申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 今の遠山議員の質疑の中での確認をさせていただきたいんですけども、上牧町は6月から4か月分の基本料金を減免します、河合町は料金を7月から3か月分を減免しますということによろしいんですか。しかし、河合町も片岡台の1、2、3丁目においては、上牧町の住民として4か月分の減免が適用されますという理解で、これは7月から、7、8、9、10月分の基本料を減免することなのか、それとも、前もって上牧と同じように6月から上牧町の1、2、3が適用されるというふうになるのか、その辺の状況を教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） 本町は6月からシステム上、間に合ったんですが、河合町のシステム上の都合にもなると思うんですが、7月からしか対応できないというふうには聞いております。4か月は4か月でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） これはやはりそういう特別な事情があるんで、そのような状況になるんですけども、結局はお金のことですので、やはり同じ住民、上牧町の住民登録をされて、上牧町に税金を納めてやっている人たちが7月と6月からの適用がなるということについては、やはり、それは同じ4か月だと言うたら、皆さんは事務的にはそうだと思うんですけども、実際の住民はそうではないんです。1か月たりとも早く、些細な金額であっても適用してほしいというのが今の状況なんです。これは、平時の状況であるなら、そういうことも

言えるかも知りませんが、やっぱり今は有事なんです。そういう時期で、やっぱり1か月の差が出るということは、町民にとっては、ある意味大きな違いになってきますので、その辺はやはり住民の方々に、7月からなんです、6月はこういう事情なんですということは十分説明できるような、そして知らせてあげられるような状況をつくっていただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（服部公英） 水道部長。

○水道部長（中村 真） その辺はごもっともだと思いますが、ホームページには載せさせていただくようには進めております。それと、広報の折り込みもできればしたいというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。これ、十分、絶対問合せとかそんなものは必ずあることは間違いないので、何で上牧町はこうやのに片岡台3丁目だけこんなふうになるのという話には絶対なりますので、その辺はやはりホームページ、それから広報等で住民の方に一定の説明をしてあげるとするのが親切で、そしてまた不安をなくすことになるのかなというふうに思っています。ですから、そのとおり、本当にこの1か月というのは、住民にとっては非常に大きな状況になりますので、その辺は十分状況を踏まえて、周知徹底をしていただきますようお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（服部公英） 以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

◇

◎町長の挨拶

○町長（今中富夫） 全議案議決をいただきまして、ありがとうございます。今回はではなしに、毎回毎回皆さん方にはいろんな形でご迷惑をおかけいたしております。これから十分気をつけながら、また今日、皆さん方からいただいた意見等もしっかりと反映できますように、取り組んでまいりたいというふうに思います。特に今回の一般会計補正予算、私が言うまでもなく、予算はあくまでも見込みということでございますが、今回の補正予算につきましては、あくまでも概算という部分がたくさん入っております。これを執行していく段階で、いろんな精査の部分がたくさん出てくるのかなというふうにも考えておりますので、またそのときには、皆さん方に途中経過なりご相談なりを申し上げる機会があろうかというふうに思いますので、そのときにはよろしく願いいたしたいと思います。

また、皆さん方、それぞれ忙しい中でございますが、こういう時期に臨時議会を2回も開かせていただいて、また、月が替わりますと定例の議会も始まります。大変忙しい中ですが、コロナも一旦は収まりつつございますが、どうもひょっとしたら6月あたりから少し出てくる可能性もございますし、今言われておりますのは、秋から冬にかけて、相当大きく感染者が増えるのではないかというような懸念も出ております。今年1年はしっかりと

気をつけながらやっていかなければならないのかなというふうにも思います。私たちもそう
でございますが、議員の皆さん方も感染には十分気をつけていただいて、これからご活躍い
ただきますようお願い申し上げまして、最後のお礼のご挨拶にさせていただきます。あり
がとうございました。

○議長（服部公英） これをもちまして、令和2年第3回上牧町臨時会を閉会いたします。ど
うも皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 服 部 公 英

署 名 議 員 吉 中 隆 昭

署 名 議 員 富 木 つ や 子